

令和2年6月12日

地域密着型サービス事業所 管理者 様

川 西 市 長

新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る運営推進会議の取扱いについて（通知）

平素より、川西市介護保険行政にご協力いただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止に関し、地域密着型サービスの運営基準に位置付けられている運営推進会議の取扱いにつきましては、令和2年4月30日付通知にてお示ししているところです。

緊急事態宣言は解除されましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の措置が引続き必要なことから、当面の間下記のとおり取り扱うこととしますので、通知します。

記

1．開催日程等の変更について

感染拡大防止のため、構成員が1か所に集まったの会議を延期または中止することが考えられます。

延期の場合は期限を設けたうえでご対応ください。

中止の場合、あくまでも1か所に集まることを中止するという意図のもと、構成員に対し、運営状況の報告を行うことができるようにしてください（レジュメの送付、メール開催等が考えられます）。また、構成員からも通常通り意見を求めるようにしてください。

2．開催状況の記録について

上記の措置を行った結果については、必ず議事録を作成し、事業所にて保管してください。記載内容としては、通常の議事録に記載する内容のほかに、本来の開催予定日、開催方法（メール、郵送、延期等）、変更等の理由、構成員からの意見等の記載が考えられます。

3．会議の開催に関する取扱いについて

上記1及び2を満たした場合、運営推進会議を開催したものとみなします。

4．その他

国等の通知により本取扱いを変更する場合は、あらためてお知らせします。

なお、事業所の判断で開催することを妨げるものではありません。その際は感染防止に十分配慮した上で開催してください。

< 問い合わせ先 >

川西市福祉部介護保険課

TEL 072-740-1149